

電磁両立性及び無線通信機器性能の分野
に対する特定要求事項
VLAC-VR102-1:2024

発行日 2024 年 7 月 29 日

株式会社 電磁環境試験所認定センター
〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル 7 階

1. 適用範囲

本文は電磁両立性及び無線通信機器性能の分野の試験を行う試験所に対して適用する。

2. 特定要求事項

2.1 米国連邦通信委員会（FCC）の登録認定試験所への特定要求事項

(1) 米国連邦通信委員会(FCC) の装置認可プログラムで、FCC の登録認定試験所(FCC-recognized accredited testing laboratories)として FCC 登録する試験所は、FCC KDB 974614 ACCREDITED TESTING LABORATORY PROGRAM ROLES AND RESPONSIBILITIES の要求を満たすこと。
この文書は FCC のウェブサイト*1に公開されている。

FCC の登録認定試験所は、この KDB 文書の TABLE A1 の Test Method(s)欄に記載されている規格の試験をすべて認定範囲としなければならない。(注: TABLE A1 に記載の試験を一括して認定範囲にすることではない) すなわち、Test Method(s)欄に記載の規格の一部の試験のみを認定範囲とすることはできない。例えば ANSI C63.4-2014 を認定範囲とする場合、「受信機は除く」、「TV インターフェース機器は除く」といった部分的な認定範囲は認められない。ラボラトリがすべての試験を実施できない場合は外部のラボラトリに依頼することができるが、依頼先のラボラトリは FCC の登録認定試験所でなければならない。

*1 <https://apps.fcc.gov/oetcf/eas/reports/TestFirmSearch.cfm>

(2) 現地審査において、審査チームは現地審査計画書とともに FCC KDB 853844 ACCREDITED TESTING LABORATORY FCC TECHNICAL ASSESSMENT CHECKLIST に従って審査を行う。
このチェックリストは FCC のウェブサイト*2に公開されている。
ラボラトリは審査を受ける前に、このチェックリストにより自身で適合性を確認するのが望ましい。

*2 <https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSSearchResultPage.cfm?switch=P&id=44615>

[参考情報]

FCC 登録認定試験所は、FCC のウェブサイト*3に公開されている。

FCC 登録認定試験所の試験施設の再評価日は 2 年を超えない間隔で行なう必要がある*4。

*3 <https://apps.fcc.gov/oetcf/eas/reports/TestFirmSearch.cfm>

*4 FCC eCFR 2.948(e) : <https://www.ecfr.gov/current/title-47/chapter-I/subchapter-A/part-2/subpart-J/subject-group-ECFRd5ad3b739dbf27a/section-2.948>

2.2 電磁両立性試験で使用する測定器の校正トレーサビリティ

(1) 放射妨害波測定設備のサイトアッテネーション(30 MHz-1000 MHz)

使用するアンテナ及び測定器はトレーサビリティがとられた校正が行われていること。適合性を判定する際には、試験規格等で規定している場合を除き、測定の不確かさは考慮しなくてもよい。

(2) 放射妨害波測定設備の Site-VSWR(1 GHz-18 GHz)

試験品の測定にも使用する受信アンテナは、トレーサビリティがとられた校正が行われていること。適合性を判定する際には、試験規格等で規定している場合を除き、測定の不確かさは考慮しなくてもよい。

— 本文の終わり 以下余白 —

本文改定の内容 VR102-1:2024

文書番号を VR102 から VR102-1 へ、標題と適用範囲の記述を「電磁両立性分野」から「電磁両立性及び無線通信機器性能の分野」へ、2.1 項(1)記載の URL を最新版へ、用語を「FCC 認可認定ラボラトリ」から「FCC 登録認定試験所」へ改めた。2.1 項 [参考情報]を追記した。

本文改定の内容 VR102:2018

2018. 08. 08 試験規格で要求している事項の重複を削除した。
FCC に登録する試験所及び校正トレーサビリティのみを規定することした。